

指定廃棄物の最終処分場等に係る市町村長会議 次第

平成24年10月25日（木）

KKRホテル仙台 蔵王の間

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 指定廃棄物に係る経過と現状について
- (2) 他県の候補地選定状況について
- (3) 意見交換
- (4) その他

4 閉会

(配布資料)

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 指定廃棄物の最終処分場等に係る市町村長会議資料

指定廃棄物の最終処分場等に係る市町村長会議
出席者名簿

H24. 10. 25

《敬称略》

自治体名	所属・職名等		氏名
仙台市	副市長		稲葉 信義
石巻市	副市長		笹野 健
塩竈市	副市長		内形 繁夫
気仙沼市	副市長		大江 真弘
白石市	副市長		太齋 義勝
名取市	副市長		太田 隆基
角田市	市長		大友 喜助
多賀城市	副市長		鈴木 明広
岩沼市	市長		井口 経明
登米市	市長		布施 孝尚
栗原市	市長		佐藤 勇
東松島市	市民生活部	環境課長	堀越 栄治
大崎市	市長		伊藤 康志
蔵王町	町長		村上 英人
七ヶ宿町	町長		梅津 輝雄
大河原町	副町長		目黒 敏明
村田町	町長		佐藤 英雄
柴田町	町長		滝口 茂
川崎町	総務課	課長	大宮 和則

自治体名	所属・職名等		氏名
丸森町	副町長		佐藤 仁一郎
亘理町	副町長		齋藤 貞
山元町	町長		齋藤 俊夫
松島町	町長		大橋 健男
七ヶ浜町	町長		渡邊 善夫
利府町	町長		鈴木 勝雄
大和町	副町長		千坂 正志
大郷町	町長		赤間 正幸
富谷町	副町長		千葉 芳樹
大衡村	副村長		伊藤 俊幸
色麻町	町長		伊藤 拓哉
加美町	町長		猪股 洋文
涌谷町	町長		安部 周治
美里町	町長		佐々木 功悦
女川町	副町長		阿部 一正
南三陸町	副町長		遠藤 健治
宮城県	知事		村井 嘉浩
宮城県	環境生活部	部長	本木 隆
宮城県	農林水産部	部長	山田 義輝
宮城県	環境生活部	次長	加茂 雅弘

指定廃棄物の最終処分場等に 係る市町村長会議資料

平成24年10月25日

宮城県環境生活部

指定廃棄物とは

指定廃棄物とは、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える、特措法※に基づき環境大臣が指定する廃棄物です。

国が責任をもって処理することになっています。

※ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

これまでの経緯 ①

- 平成23年8月30日
特措法が公布
- 平成23年11月11日
特措法に基づく基本方針が閣議決定
「指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。」
(基本方針3(2))
- 平成24年3月30日
環境省が「指定廃棄物の今後の処理の方針について」を公表

環境省が公表した方針の概要

- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、今後3年程度(平成26年度末)を目途として、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場などを確保することを目指す。
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用も含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から、現地調査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定。
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、溶融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物(稲わら、牧草など)は、既存の焼却施設で焼却できない場合、仮設焼却炉等を設置。

これまでの経緯②

- 平成24年5月30日

環境副大臣が来県

- 県内に最終処分場等を設置することについての協力の依頼
- 知事からは、国が主体的に責任を持って説明をしていただきたい旨要請

- 平成24年8月10日

指定廃棄物の最終処分場候補地の選定手順等に係る市町村説明会を開催

これまでの経緯③

- ・平成24年10月5日

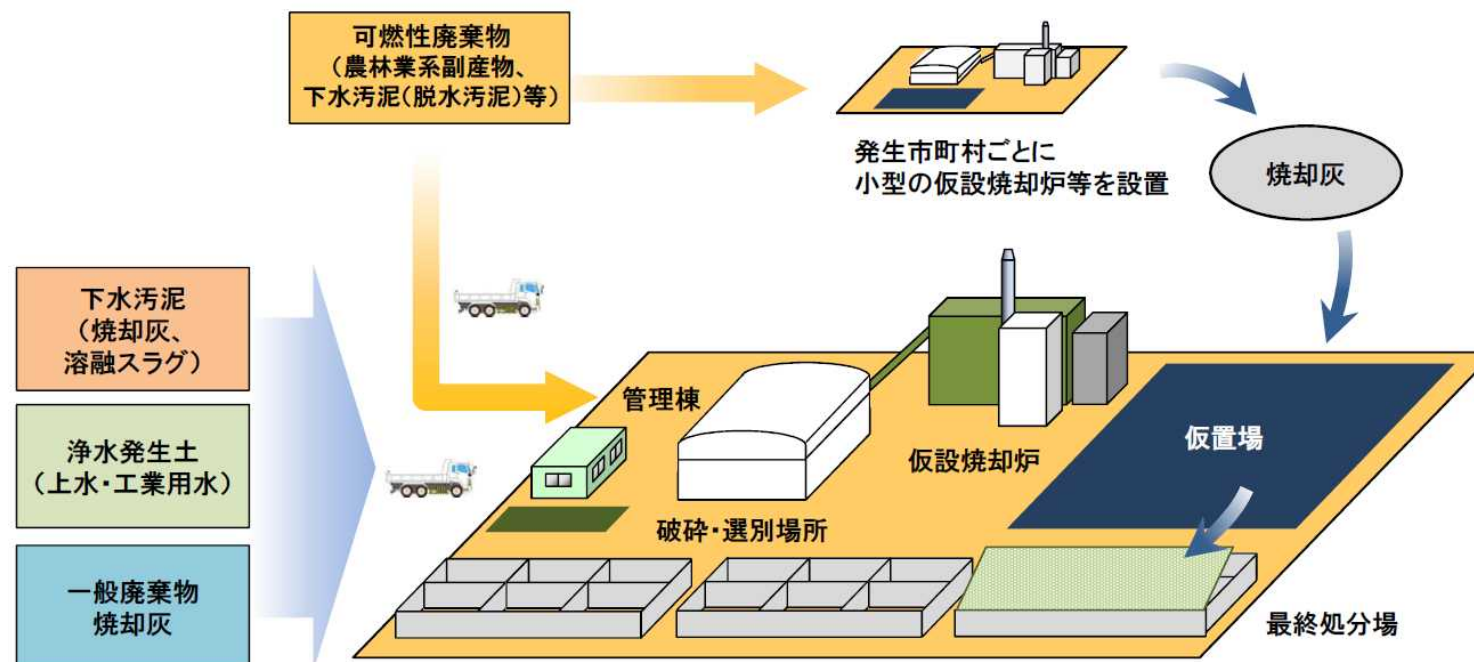
環境大臣，環境副大臣が就任あいさつのため来県

- ・処分場等設置候補地選定について，改めて知事に協力を要請
- ・知事からは，国の考え方を早めに示すことを要請

指定廃棄物の今後の処理の方針について

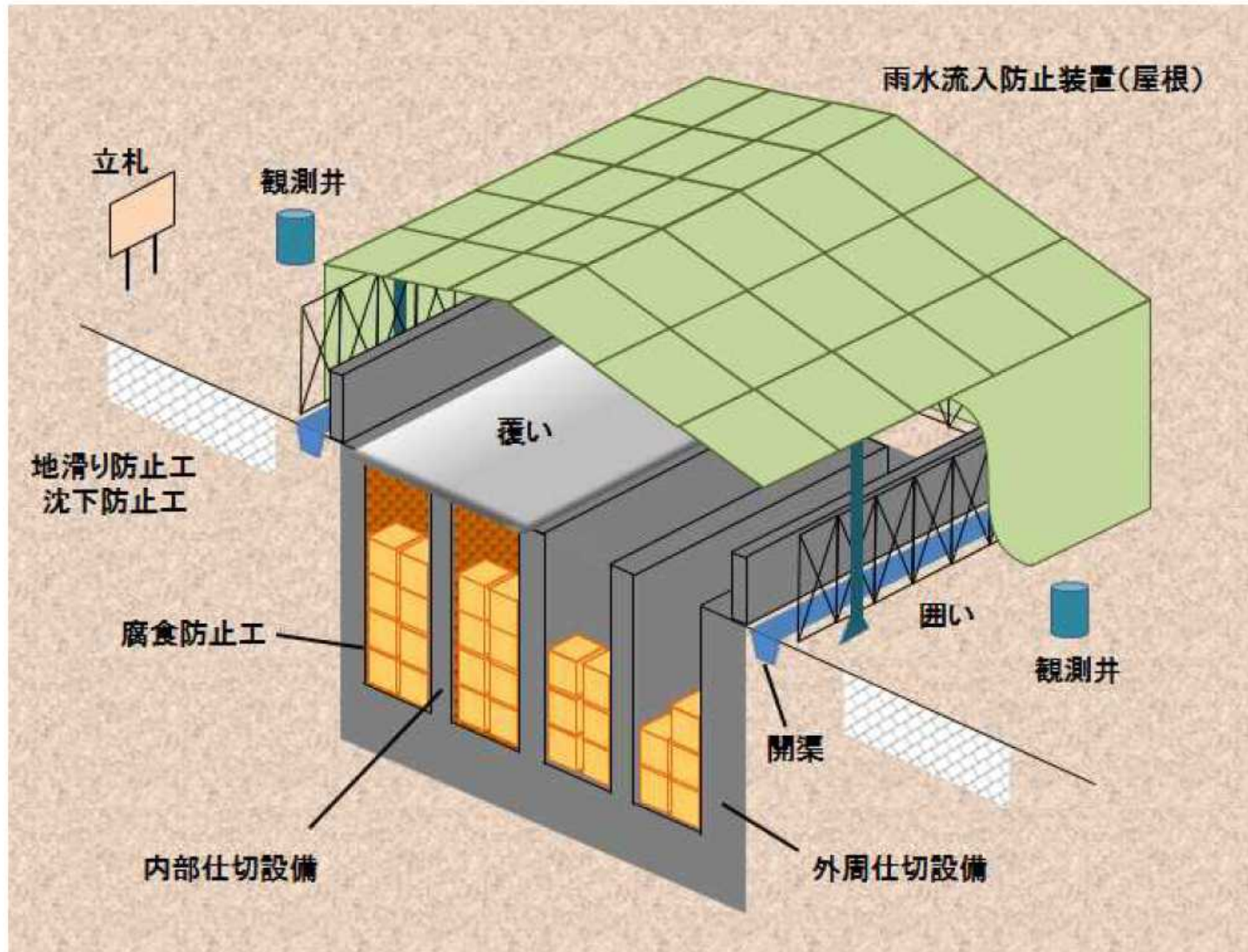
指定廃棄物の処理の流れ

- 指定廃棄物の処理に当たっては、既存の廃棄物処理施設(焼却炉、管理型最終処分場)を活用することが望ましいが、困難な場合には以下のとおり処理を行う。
- 可燃性廃棄物(農林業系副産物、下水汚泥(脱水汚泥)等)は、指定廃棄物の発生市町村ごとに設置する小型の仮設焼却炉、または最終処分場に併設する仮設焼却炉などにより、可能な限り速やかに減容化を図る。
- 不燃性廃棄物(一般廃棄物の焼却灰、浄水発生土(上水・工業用水)、下水汚泥(焼却灰・溶融スラグ)等)は、発生施設ごとに現場保管を行う。その後、収集・運搬を行い、国が設置する最終処分場で処分する。



指定廃棄物の今後の処理の方針について

最終処分場(遮断型構造の場合)のイメージ図



指定廃棄物の今後の処理の方針について

指定廃棄物の最終処分場の確保に係る工程表

項目	内容	24年度				25年度				26年度以降				
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
既存の最終処分場の活用の検討		[Shaded area]												
最終処分場を整備する際の検討項目	基本構想検討	●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討(複数案)	[Gantt chart: 構想検討]											
	最終処分場の場所選定	●現地踏査等により立地可能性の詳細調査 ●最終処分場の場所選定	[Gantt chart: 場所選定]											
	基本設計・実施設計	●最終処分場の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計(各種予備協議ができる概略のもの)、 実施設計(工事発注・用地買収ができるレベル)	[Gantt chart: 基本設計, 地盤調査・造成設計, 建築物実施設計]											
	環境影響調査・放射性物質の環境への影響調査	●環境影響項目に関する調査、評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査、評価、対策の検討等	[Gantt chart: 環境影響調査など]											
	最終処分場の住民説明	●周辺住民への説明	[Gantt chart: 住民説明]											
	用地の所管換	●所管換のための用地測量 ●最終処分場の用地の所管換	[Gantt chart: 測量, 用地取得]											
	仮設道路造成工事	●工事用道路、仮設工事等の実施 ●造成工事の実施	[Gantt chart: 造成工事]											
	最終処分場の本体工事	●最終処分場の本体工事の実施	[Gantt chart: 順次施設建設工事]											
	中間処理施設・ 附帯施設の本体工事	●中間処理施設・附帯施設の本体工事の実施	[Gantt chart: 順次施設建設工事]											
	廃棄物等の搬入	●廃棄物等の搬入	[Gantt chart: 仮置き開始, 完成工区から順次搬入]											

※1: 環境影響評価条例の対象となる場合、方法書・準備書・影響評価及び各公告縦覧の期間に約3年の期間が必要になる。

※2: 法令に基づき土地利用に制限がある場合、各種手続きに時間がかかる可能性がある。

※3: 民有地を取得する場合は、上図に示す期間から時間がかかる可能性がある。

※4: 造成工事は仮設道路工事・道路工事等、分割発注により速やかに開始していくこととする。

指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方①

(1) 選定方針

宮城県全域を対象とし、①～④の手順に基づくスクリーニングを実施し、候補地を選定する。

- ①必要規模や地形勾配を考慮した国有地を抽出
- ②法令面の制約のない国有地を抽出(1次スクリーニング)
- ③最終処分場の適地として望ましくない地域、自然的条件、社会的条件等を確認し、複数の候補地を抽出(2次スクリーニング)
- ④複数の候補地に対して現地踏査等を行い、最終的な候補地を選定。

指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方②

(2) 具体的な選定手順

① 必要規模や地形勾配を考慮した国有地を抽出

指定廃棄物の発生量の推計に基づく最終処分場（中間処理施設等附帯設備を含む）の必要規模や、地形勾配を考慮した国有地を抽出する。

② 1次スクリーニング

自然公園等特別地域、地すべり危険区域等、土地利用に関する法令面の制約のない国有地を抽出する。

除外する地域

自然公園特別地域、自然公園特別保護区、自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区特別地区、地すべり危険区域、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土石流危険区域、土石流危険溪流、雪崩危険箇所

指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方③

③ 2次スクリーニング

2次スクリーニングでは段階的にスクリーニングを行い、候補地を抽出する。

1) 2. 1次スクリーニング

地すべり地形箇所、洪水浸水区域、活断層近接地域など最終処分場の適地として望ましくない地域を除外する。

除外する地域等

地すべり地形箇所、洪水浸水区域、津波浸水区域(沿岸部国有林の場合のみ)、活断層・推定活断層近接地域、湿地・沼地、史跡・名勝・天然記念物所在地、生物生息保護区、保護林

指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方④

2) 2. 2次スクリーニング

法令面の地域指定条件、最終処分場の適地としての自然的条件(地形、地質等)、社会的条件(水源、道路アクセスの容易性、周辺土地利用状況、遺跡・埋蔵文化財の有無、指定廃棄物相当の廃棄物の排出(保管)状況)を確認し、総合的に複数の候補地を抽出する。

補足情報による確認・評価(例)

(a) 地域指定条件

自然公園地域、自然環境保全地域普通地区、鳥獣保護区、保安林指定(種類)

(b) 自然的条件

希少動植物の生息等(文献)、地形・地質・地盤状況(文献)

(c) 社会的条件

水道水源(取水口)との離隔距離、既存道路利用の可能性とアクセスの容易性(アクセス道路工事距離等)、分収林等権利関係、周辺土地利用状況・距離、集落からの距離、学校等公共施設からの距離、農用地からの距離、遺跡・埋蔵文化財、指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物排出(保管)市町村

指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方⑤

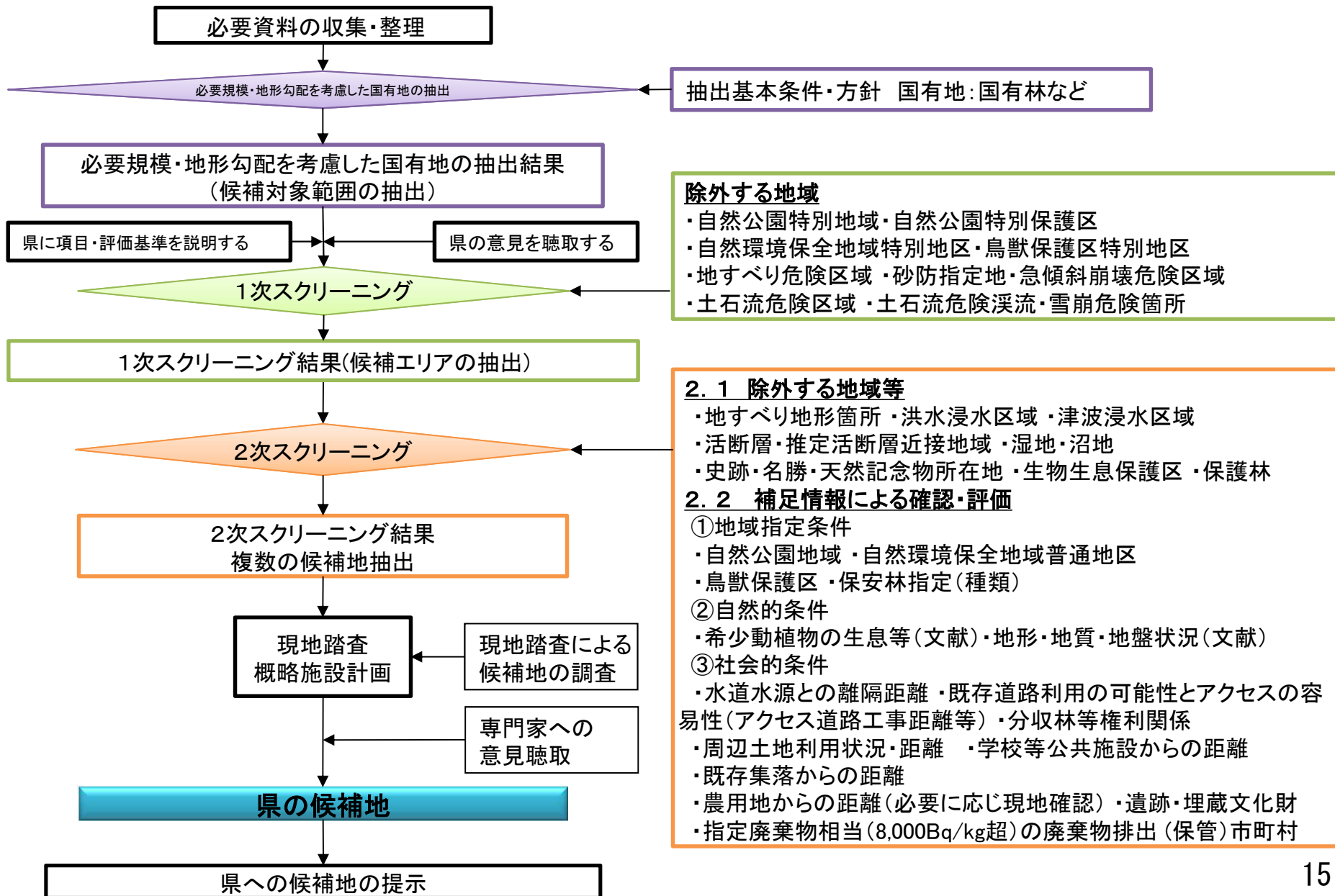
④最終的な候補地の選定

複数の候補地に対して現地踏査等を行い、最終的な候補地を選定した上で、県に提示する。

必要な調査事項

地形、地質、地下水、動植物、空間線量、アクセス道路、水利用、集落・公共施設 等

指定廃棄物の最終処分場候補地選定フロー



宮城県内における指定廃棄物等の状況

平成24年10月25日

(トン)

		指定済量	(参考) 推計量 (8,000Bq/kg 以下の物も 含む。)
浄水発生土		832.2	/
	宮城県企業局	371.0	
	市町村水道事業	461.2	
民間企業等 (雨樋清掃時排出汚泥, 焼却灰など)		1.6	
農業系 副産物	稲わら	2,238.2	4,800
	堆肥	0.0	17,000
	牧草	0.0	110,000

農業系副産物の推計量は、8,000Bq/kg以下の物も含む。推計量には、指定済の量も含む。

↓
牧草地面積から算出した生草としての推計値であり、実際の量はこれよりも少ない。

(備考)

- ・ 指定済の量は、平成24年10月20日現在（最新値）。
- ・ 宮城県企業局分は、指定作業が継続中。
- ・ 今後、稲わら等のほか、薪風呂や薪ストーブの灰なども対象となる見込み。

1 栃木県《指定廃棄物 計4,445 t》

- ・4月18日、環境省の横光副大臣は、栃木県知事を訪問し、候補地選定への協力を要請した。
- ・7月19日、環境省は、選定手順等についての県内自治体向け説明会を開催した。
- ・9月3日、環境省は、候補地を提示した。(地元自治体への事前説明なし)
候補地 矢板市塩田大石久保；国有林野
- ・9月14日、環境省は、選定経緯等についての県内自治体向け説明会を開催した。
- ・9月24日、地元市民団体は、「指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回を求める矢板市民同盟会」を設立した。
- ・10月10日、矢板市長と高萩市長は、連携して環境省に候補地の白紙撤回を求めていくことで合意した。
- ・10月16日、環境省の園田副大臣は、栃木県知事を訪問し、会談した。
- ・10月22日、矢板市長は、環境省の園田副大臣を訪問し、候補地の白紙撤回を求める要望書を提出した。

2 茨城県《指定廃棄物 計1,709 t》

- ・4月26日、環境省の横光副大臣は、茨城県知事を訪問し、候補地選定への協力を要請した。
- ・8月6日、環境省は、選定手順等についての県内自治体向け説明会を開催した。
- ・9月27日、環境省は、候補地を提示した。(9月26日、地元自治体に事前説明あり)
候補地 高萩市上君田堅石；国有林野
- ・10月4日、高萩市長は、環境省に選定の白紙撤回を求める申し入れ書を提出した。
- ・10月10日、矢板市長と高萩市長は、連携して環境省に候補地の白紙撤回を求めていくことで合意した。〔再掲〕
- ・10月15日、高萩市長は、茨城県に選定の白紙撤回に向けての協力を求める要望書を提出した。
- ・10月16日、環境省の園田副大臣は、茨城県知事を訪問し、会談した。

3 群馬県《指定廃棄物 計724 t》

- ・4月19日、環境省の横光副大臣は、群馬県知事を訪問し、候補地選定への協力を要請した。
- ・4月19日、群馬県は、指定廃棄物を保管している県内6市村に最終処分場を設けるという独自の分散案を環境省に提示した。
- ・9月13日、県は、上記の独自案を断念し、県内1か所に集約するという環境省の方針に従うことを表明した。
- ・環境省は、現時点で候補地を提示していない。

4 千葉県《指定廃棄物 計1,018 t》

- ・5月21日、環境省の横光副大臣は、千葉県知事を訪問し、候補地選定への協力を要請した。
- ・環境省は、現時点で候補地を提示していない。

※上記の各県における指定廃棄物の数量は、8月3日時点での指定済み分である。